

農企第 384 号  
平成23年 4 月1 日

関係課（所）長 殿

農林水産部長  
(公印省略)

### 宮古島市及び石垣市を除く離島の工事の業者指名について

昨今の経済状況の低迷や公共事業が減少している中、地域社会を支えてきた地域建設業が疲弊し、地域雇用への打撃や災害時の対応等に支障をきたす恐れがあります。また、離島工事においては、業者を指名しても辞退等が多く、工事の発注に苦慮しているところです。

このため、工事の円滑な執行と、地域が必要とする建設業の存続を図る必要性から、当面の間、「沖縄県農林水産部建設工事請負業者指名基準及び指名審査等に関する要領」（以下、「指名基準等に関する要領」という）における業者の指名について下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

#### 記

1、宮古島市及び石垣市を除く離島工事の業者指名については、「指名基準等に関する要領」第2条第2項（請負業者の指名基準）、第4条（指名業者数）によりがたい場合は、第3条第2項（請負業者の指名）に基づき、下記（1）、（2）のとおり取り扱うことができるものとする。

（1）設計金額に対応する等級は、別表（1）（第2条第2項、第4条関係）を基準として、直近二級上位又は一級下位の等級の有資格者を指名することができる。この場合において、指名業者数の3分の2を超えて上位又は下位の等級該当者を選定できないものとする。

（2）指名業者数は、別表（1）（第2条第2項、第4条関係）に定める数の3分の2を下回らない数まで減ることができる。

なお、上記（1）、（2）または（1）と（2）を同時に適用する場合は、指名審査会において審議を経るものとする。

2、適用年月日

平成23年4月1日以降指名通知する建設工事から適用する。

